

議会議案第1号

ホテル・旅館等建物の耐震化の促進に関する意見書

南海トラフの巨大地震や首都圏直下地震の被害想定においては、死傷者や建物被害が、これまでの想定や東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっている。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する防災・減災対策を早急に進めていく必要がある。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、特にホテル・旅館、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等で地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものについては、建築物の耐震診断を実施し、その結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務付けられた。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、国策で推進している観光立国の下支えとなっているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、多額の費用を要する建築物の耐震化に対しては重点的な支援が必要であり、地方自治体においても、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るため、耐震診断等に対する財政支援を行っているところであるが、耐震化の一層の向上を図るためには、その財源確保が不可欠である。

また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建物の所有者はもとより広く国民に対して本改正法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要である。

よって、国におかれては、ホテル・旅館等の建築物の耐震化を円滑に推進するため、予算の確保、金融支援の充実等必要な財政支援の強化を図るとともに、当該事業者の実情等を十分踏まえ、耐震診断結果の公表時期・表示制度及び耐震対策緊急促進事業の延長についても、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月2日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第2号

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化している。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくない。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増している。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められている。

よって、国におかれては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」作りを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引上げに向けた環境整備を進めること。
- 2 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労働環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。
- 3 個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、労働時間限定の正社員など多様な働き方を普及・拡大する環境整備を進めるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること。
- 4 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月2日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		

議会議案第3号

大規模地震等災害対策の促進を求める意見書

一昨年の東日本大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発し、大きな地震もしばしば発生している。そうした中、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される「首都直下地震」及び「南海トラフ巨大地震」に対しては、国を挙げて万全の対策が急務となっている。

また、日本列島は太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国といえる。さらに、近年増えている局地的豪雨は、地形の急峻さと相まって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしている。

そこで、国民の生命・財産を守るため、高度経済成長期に整備された道路、橋梁、上下水道・電気等のライフライン、港湾、河川堤防、ダム、砂防施設などの社会資本の老朽化に対して、計画的な長寿命化を早期に行うとともに、総合的な防災・減災、国土の強靱化を定める基本的理念が必要と考える。

よって、国におかれては、以下の事項について早急な対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災及び発災後の迅速な復旧・復興に資する事前措置を実施するための計画及び総点検等を定める「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（衆議院で継続審議）の趣旨に沿い、防災・減災対策を強化すること。
- 2 発生確率が極めて高いといわれる首都直下地震に対して、行政の中核機能を維持するための基盤整備のほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化を盛り込んだ「首都直下地震対策特別措置法」（衆議院で継続審議）の趣旨を踏まえ、首都直下地震対策を推進すること。
- 3 甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化事業の加速化に要する規制緩和及び財政上・税制上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」（衆議院で継続審議）の趣旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月2日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
国土交通大臣		
内閣府特命担当大臣(防災)		
内閣官房長官		

石川県議会